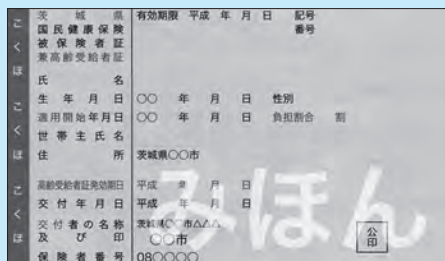


平成30年4月1日から

国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、**県と市町村が共同で運営する制度に改正されます**



大きな変更点

「国民健康保険証」と「高齢受給者証」が1枚のカード(有効期限7月31日)になります

これまで、70～74歳の人には、毎年3月に送付する「国民健康保険証」のほかに、7月に一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」(青いカード)を送付していました。

今回の更新(平成30年4月)からは、利便性の向上のため、「国民健康保険証」に「高齢受給者証」の内容も記載した1枚のカードになります。

この変更により、「国民健康保険証」の有効期限を、3月31日(4月1日更新)から、原則7月31日(8月1日更新)に変更します。(70歳以上の人の負担割合が8月切替のため)

国民健康保険 被保険者の皆さんへ

修学のため高萩市から転出する人は届け出により引き続き高萩市の国保に加入することとなります

修学のために転出する場合、特例として、現在の世帯に加入している状態で転出先の住所を記した高萩市の保険証を交付することになります。

転出手続きの際に届け出をしてください。※該当者の保険証と学生であることがわかる証明書(在学証明書の原本)が必要です。

学生の届け出をせずに転出してしまうと、無保険、又は誤った国保加入の原因になってしまいますのでご注意ください。

国民健康保険証を郵送します

国民健康保険証更新のため、4月からの新しい保険証を簡易書留にてご自宅へ郵送します。3月中旬以降に順次発送する予定ですので、期間中、不在の場合は『不在者連絡票』の内容をご確認いただき、郵便局へお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度加入者(75歳以上の人)の保険証更新時期は7月下旬です。

■問合せ 保険医療課 ☎23-2117

ジェネリック医薬品を選びませんか？

1 ジェネリック医薬品とは？

先に開発された先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に、他のメーカーが製造した同じ成分・同じ効き目の医薬品で、厚生労働大臣が承認した医薬品です。開発費用が安く済むため、先発医薬品に比べて薬の値段が安くなっています。

2 ジェネリック医薬品を使うメリット

先発医薬品に比べて安いジェネリックに変えると、医療費の薬代の負担が軽くなります。ジェネリック医薬品は、医療費を抑えるための有効な手段です。

3 ジェネリック医薬品を使用するには

病院や診療所を受診した際に、ジェネリック医薬品を希望していることを医師にお伝えください。また、処方箋を薬局へ提出する際に、ジェネリック医薬品を希望していることを薬剤師にお伝えください。ジェネリック医薬品に変更できない場合もありますので、医師・薬剤師へご相談ください。

▶問合せ 茨城県日立保健所 衛生課 ☎0294-22-4190